

G20と「食料価格の高騰」(グローバル)

1. 「G20」とは？

「G20」(Group of Twenty)は、日本や米国など「G8」の主要8カ国と1つの地域(欧州連合)、そして新興国など11カ国で構成します。先週末(18～19日)の2日間にわたり、フランスのパリで開かれた「G20財務相・中央銀行総裁会議」では、経済情勢などの他、高騰が続く「食料価格」への対応策が取り上げられました。

2. 最近の動向

今回の「G20」は、「食料価格の高騰は一時的なのか、そうでないのか」といった、イタリアの中央銀行・ドラギ総裁の質問で開幕しました。

現在の食料価格の高騰は、特に新興国で深刻なインフレ懸念を引き起こしています。実際に、中国では過去半年間で、コメや小麦粉の小売価格が1割程度も上昇しています。

仮に、食料価格の高騰が中国など新興国の経済情勢を混乱させた場合、日本をはじめ先進国への影響は非常に大きくなることが予想されます。それは、現在の世界経済のけん引役が、新興国だからです。

また、中東・北アフリカで拡大中の反政府デモも、食料価格の高騰が一部の国民の不満に拍車をかけていると言われており、事態は深刻です。



3. 今後の展開

食料価格の高騰への対応策として、今回の「G20」で決まったことは、作業部会の設置を決めて、高騰の要因をまずは探るというものでした。より深い具体策に踏み込めなかった背景には、食料価格の高騰をめぐる先進国と新興国の意見の対立があります。

中国は「先進国の金融緩和策が食料価格の上昇を招いている」と米国などを非難。一方の米連邦準備制度理事会(FRB)のバーナンキ議長は、「中国など新興国の需要の高まりが最大の要因」と反論しました。

また、食料市場への投機資金の流入に対する規制策では、先進国間の意見対立も表面化。例えば、フランスは投機資金の規制や監督を呼びかけたものの、食料輸出国であり金融立国でもある米国は、慎重な姿勢を崩しませんでした。

今後「G20」では、6月に農業政策の担当大臣で会合を開き、食料の安定供給のための農作物増産などを協議する予定です。ここでは、各国が自国の利害を乗り越え、世界全体のためにどこまで歩み寄れるかが最大のポイントとなりそうです。

検索!!

弊社マーケットレポート

2011年02月18日【デイリー No.827】米国の消費者物価指数(1月)～商品価格の上昇が、消費者物価に波及～

2011年02月11日【キーワード No.510】加速する「食料価格」の上昇(グローバル)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社